

議員提出議案第 2 号

池田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条第 1 項及び池田市議会会議規則（平成 9 年池田市議会規則第 1 号）第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 2 5 日

提出者 池田市議会議員 多 田 隆 一

賛成者 同 上 笹 村 有理子

同 上 中 田 正 紀

同 上 小 林 義 典

同 上 倉 田 晃

同 上 山 元 建

池田市議会議長

荒 木 眞 澄 様

理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年池田市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４５条第１項中「除き、」の次に「池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１６年池田市条例第３号）に規定する」を加える。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 2 条第 4 項の改正規定、同条第 1 0 項の改正規定（「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に改める部分に限る。）、第 1 2 条第 5 項の改正規定（「及び第 2 9 条」を削る部分に限る。）並びに第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項第 1 号ア、第 1 8 条第 2 項、第 2 7 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 3 2 条第 3 項、第 3 8 条第 1 項及び第 2 項、第 3 9 条第 3 項、第 4 5 条第 1 項、第 4 7 条並びに第 4 8 条の改正規定は公布の日から施行する。

池田市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改	正	前	改	正	後
第1条（略） （定義）		第1条（略） （定義）	第1条（略） （定義）		
第2条（略）		第2条（略）	第2条（略）		
2・3（略）		2・3（略）	2・3（略）		
4 この条例において「保有個人情報」とは、池田市議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号。以下「 <u>情報公開条例</u> 」）という。）第2条第2号に規定する行政文書（以下「 <u>行政文書</u> 」）に記録されているものに限る。		4 この条例において「保有個人情報」とは、池田市議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号。以下「 <u>情報公開条例</u> 」）という。）第2条第2号に規定する行政文書（以下「 <u>行政文書</u> 」）に記録されているものに限る。	4 この条例において「保有個人情報」とは、池田市議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第2条第2号に規定する行政文書（以下「 <u>行政文書</u> 」）に記録されているものに限る。		
5～9（略）		5～9（略）	5～9（略）		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「 <u>番号利用法</u> 」）という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。		10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「 <u>番号利用法</u> 」）という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に規定する特定個人情報をいう。	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「 <u>番号利用法</u> 」）という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。		
11～13（略）		11～13（略）	11～13（略）		

改	正	後																		
第3条～第11条 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定は適用しないものとし、次の表の右欄に掲げる字句とす	第3条～第11条 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定は適用しないものとし、次の表の右欄に掲げる字句とする。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替えられる規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条第1項～第12条第2項第1号</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>第38条第1項第1号</td><td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限る。) の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第</td></tr> </tbody> </table>	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第12条第1項～第12条第2項第1号	(略)		第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限る。) の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第	<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替えられる規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条第1項～第12条第2項第1号</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>第38条第1項第1号</td><td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限る。) の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第</td></tr> </tbody> </table>	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第12条第1項～第12条第2項第1号	(略)		第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限る。) の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第	
読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句																		
第12条第1項～第12条第2項第1号	(略)																			
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限る。) の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第																		
読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句																		
第12条第1項～第12条第2項第1号	(略)																			
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限る。) の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第																		

改	正	前	改	正	後
		20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 第38条第1項第2号 (略)			20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 第38条第1項第2号 (略)
第13条～第16条（略） (個人情報ファイル簿の作成及び公表)			第13条～第16条（略） (個人情報ファイル簿の作成及び公表)		
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。			第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。		

改	正	改	正	後
(1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 (略) 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。 第19条～第26条 (略)	(1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 (略) 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 第19条～第26条 (略)	(1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 (略) 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 第19条～第26条 (略)	(1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 (略) 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 第19条～第26条 (略)	(1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 (略) 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 第19条～第26条 (略)

改	改	正	後
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) (略) 3 (略) 第28条～第30条 (略) (訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手續) 第32条 (略) 2 (略)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) (略) 3 (略) 第28条～第30条 (略) (訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手續) 第32条 (略) 2 (略)		

改	正	前	改	正	後
3	議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3	議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3	議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
第33条～第37条（略）		第33条～第37条（略）		第33条～第37条（略）	
（利用停止請求権）		（利用停止請求権）		（利用停止請求権）	
第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。		第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。		第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	
(1)・(2)（略）		(1)・(2)（略）		(1)・(2)（略）	
2	代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。	2	代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。	2	代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
3	（略）	3	（略）	3	（略）
（利用停止請求の手続）		（利用停止請求の手続）		（利用停止請求の手続）	
第39条（略）		第39条（略）		第39条（略）	
2	（略）	2	（略）	2	（略）

改	改	後
3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 第40条～第44条（略） （審査会への諮問） 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>池田市情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。 (1)～(4)（略） 2 （略） 第46条（略） （適用除外） 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていない	3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 第40条～第44条（略） （審査会への諮問） 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）</u>に規定する<u>池田市情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。 (1)～(4)（略） 2 （略） 第46条（略） （適用除外） 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていない	

改	改	正	後
ものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第４８条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他の開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第４９条～第５６条 （略）	ものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第４８条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第４９条～第５６条 （略）		